

監査報告書

2026年6月8日

学校法人 聖心女子学院

理事会 御中

学校法人 聖心女子学院

監事 稲畑 勝太郎



監事 榎 裕之



私たち監事は、私立学校法第52条第1項第1号及び学校法人聖心女子学院寄附行為第19条第1項第1号から第3号の規定に基づき、学校法人聖心女子学院の2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査しました。その結果につき、以下の通り報告いたします。

1. 監査方法の概要

私たち監事は、理事会に出席して意見を述べ、評議員会その他重要な会議に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人と連携し、その監査の経緯、内容及び結果等に関する報告、説明を受けて、計算書類等について検討いたしました。

2. 監査結果

(1) 事業報告書等の監査結果

事業報告書及びその附属明細書は、法令又は寄附行為に従い本法人の状況を正しく示しているものと認めます。

理事の職務の遂行に関し、不正な行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

内部統制システム整備の基本方針は適切であり、事業報告書の内部統制体制に関する記載内容及び理事の職務の執行についても指摘すべき事項はありません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人ふじみ監査法人の監査の方法及び結果は相当であり、計算関係書類及び財産目録はその収支及び財産の状況を正しく示していることを認めます。

以上